

一般廃棄物搬入申請書（粗大ごみ等）

カード番号			
-------	--	--	--

令和 年 月 日	
相模原市長 あて	
申請者	住所 相模原市 区
	搬入者氏名
	電話番号 ()
	法人(事業所)名 代表者氏名
<small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号)</small>	
相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）第19条の規定により、次のとおり申請します。	
1 粗大ごみの発生場所等	※申請者の住所と同一の場合は記入不要です。 相模原市 区 廃棄物の占有者.....
2 粗大ごみの種類	※具体的に粗大ごみの名称と数量を記入してください。 □スプリング付きベッドマットレス (個) ※2,900円/個を加算します。
3 特定家庭用機器 【家電リサイクル券が必要】	□エアコン (台) □テレビ (台) □冷蔵庫・冷凍庫 (台) □洗濯機・衣類乾燥機 (台)
4 粗大ごみの発生要因	□片付け □引越し □その他 () □家庭系臨時ごみ(許可業者のみ) 許可番号 相許可第 号
5 リユース(再使用)の取り扱い (家具のみ)	※市ではリユースできる家具を清掃・補修し有償で譲渡します。譲り受ける方にご負担いただく金額は、市の歳入とし家具の補修費用等の一部に充当します。 <u>リユースを希望しない場合は□にレを記入してください。</u> □リユース不可

【粗大ごみの持ち込みに当たっての留意事項】

※粗大ごみの受入は市内の家庭から出され、自らまたは収集運搬の許可を受けた業者が持ち込む場合に限ります。運転免許証等で本人・住所確認をする場合があります。

※粗大ごみの重量は各施設で計量した数量となります。また、計算方法は車両から粗大ごみを降ろす前と降ろした後、備え付けの計量器で2度車両を計量（10キログラム単位）し、その重量の差としていますので、ご自身が計量した数値と異なる場合があります。

※粗大ごみの種類を確認するため、必要に応じて粗大ごみを降ろした後に切り込み等を入れる場合があります。

※家庭系臨時ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業許可（家庭系臨時ごみ）が必要です。事業系一般廃棄物等の収集運搬許可では受付できません。また、管理人や解体業者等から収集運搬を委託されている場合は、申請書に記載の「廃棄物の占有者」からの委任状が必要です。

搬入量	手数料	ベッドマットレス処理手数料	家電運搬手数料	整理番号
別紙計量票(兼) 領収書(控)のとおり	別紙計量票(兼) 領収書(控)のとおり	個 円	台 円	